

一般廃棄物処理業許可証



住所 富山県南砺市長源寺77番地

氏名 株式会社 林商店

代表取締役 林 紀孝 様

令和6年2月22日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、南砺市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第23条の規定により、次のとおり許可する。

令和6年3月1日

南砺市長 田 中 幹 夫



記

1. 許可する業の種類 一般廃棄物収集運搬業
2. 作業区域 南砺市全域
3. 許可期間 令和6年3月1日から令和8年2月28日まで
4. 許可条件

- 1) 事業範囲は、一般廃棄物及び家庭から排出される特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち同法第9条に規定する特定家庭用機器廃棄物以外の特定家庭用機器廃棄物（以下「家電小売店引取義務外廃家電品」という。）に限る。なお、一般廃棄物については南砺リサイクルセンター及びクリーンセンターとなみへ、また、家電小売店引取義務外廃家電品については、同法第17条の規定に基づき設置される指定引取場所への積卸しに限る。積替え保管については、南砺市長源寺77番地（一般廃棄物については保管面積6.0平方メートル）、南砺市吉江中1075番地（一般廃棄物については保管面積31.5平方メートル、家電小売店引取義務外廃家電品については保管面積10平方メートル）において一般廃棄物、家電小売店引取義務外廃家電品を積替え保管する場合に限る。収集運搬車輛は申請のあった車輛のみとする。
- 2) 申請した事業計画に基づき、収集運搬すること。
- 3) 申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 4) 毎月の収集運搬数量を翌月に報告すること。
- 5) 業務を行うにあたっては、関係法令（条例を含む）を遵守すること。
- 6) 南砺市一般廃棄物処理計画が策定または変更された場合には、その内容を遵守しそれに従うこと。